

平成 30 年 10 月 26 日

上場株式等に係る配当所得等に関する 住民税の税額算定誤りについて

1. 概要

先般、都内自治体において、平成 17 年度から平成 30 年度までの「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）に係る住民税の税額の算定に誤りがあったことが判明したことから、今回、本市においても確認したところ同様の算定誤りの事例があることが判明しました。

2. 内容

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、確定申告書の内容に基づいて算定されますが、平成 15 年の地方税法関係規定の改定により、平成 17 年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入できないこととされました。

しかし、算定誤りのあった事例では、確定申告書が提出された場合には、その内容に従い住民税を算定すると誤って解釈し、住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入していました。

3. 対象者等

(1) 対象者

住民税の納税通知書の送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方

※過去に遡って住民税を決定し直す場合、地方税法第 17 条の 5 の規定により、税額の増額は 3 年分（平成 28 年度から平成 30 年度まで）、税額の減額は 5 年分（平成 26 年度から平成 30 年度まで）が対象となります。

(2) 対象人数及び対象税額

現在調査中ですが、税額の増額、減額いずれも該当がある見込みです。

4. 今後の対応

調査結果が分かり次第、速やかに公表いたします。